

2022年1月28日

各位

会社名	株式会社ブリヂストン
本店所在地	東京都中央区京橋三丁目1番1号
代表者	取締役 代表執行役 Global CEO 石橋 秀一
上場取引所	東京（第一部）及び福岡
コード番号	5108
問い合わせ先	責任者 役職名 IR部長 氏 名 佐治 健太郎 電話番号 (03)6836-3100

当社執行役に対する Special Award 支給とそれに伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、1月17日開催の報酬委員会にて、当社執行役4名に対する Special Award の支給を決定し、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. Special Award 支給目的及び理由

当社報酬委員会は、中長期事業戦略構想や昨年2月に公表した中期事業計画の実現にむけて、経営層の報酬制度のあり方について議論を重ねてきました。2020年からのこの2年間、COVID-19により想定外かつ短期間に事業環境が激変する中、第三の創業に向けた事業戦略を策定し具体的な目標を掲げながら、当初計画よりも早いスピードで諸施策を確実に実行していることを評価すると共に、これらの経営の取り組みが今後も更なる企業価値向上へ寄与することを期待して、以下のとおり Special Award を支給することを決定しました。

なお、2018年から2020年まで、また2019年から2021年までの3年間を評価対象期間とする業績連動型株式報酬（PSU：パフォーマンス・シェア・ユニット）は業績評価指標の実績値が下限値を下回ったため共に支給がありませんでした。

2. 支給概要

(1) 支給対象

2021年末時点での執行役全員 計4名

(2) 支給形態

現状の取り組みを更なる企業価値向上に結実させる動機付けとして、3年間の譲渡制限付き株式報酬※（RS：リストラクテッド・ストック／RSU：リストラクテッド・ストック・ユニット）にて支給を予定しています。

※納税資金等を考慮して50%をRS（株式）、50%をRSU（現金）にて支給します。

※譲渡制限期間中の退任時取扱い（会社による無償取得及び譲渡制限の解除を含む）は都度、報酬委員会にて審議・決定します。

(3) 職位別交付株式数

以下の方法に基づき、各交付対象役員に係る職位別交付株式数を算定します。

$$\boxed{\text{職位別交付株式数}^{(\ast 1)}} = \boxed{\text{職位別交付金額}^{(\ast 2)}} \div \boxed{\text{当社株価}^{(\ast 3)}}$$

※1：総職位別交付株式数は 31,800 株です。

※2：同じ株式報酬である P S U の標準額（2021 年体系で設定したもの）を上回らない範囲で適切な水準としております。

※3：支給する株式の自己株式の処分に係る当社取締役会の決議の日の前月における東京証券取引所における当社株式の終値の平均値といたします。

(4) 支給日

- ・ R S（職位別交付株式数の 50%）：2022 年 2 月 28 日予定
- ・ R S U※（職位別交付株式数の 50%）：2025 年 3 月予定（ただし、R S についての譲渡制限が解除された場合に限る。）

※ R S U の職位別支給額は 2025 年 2 月中の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値を用いて算出します。

※現金部分に係る疑似的な配当金の支給はありません。

3. 自己株式処分の概要

R S（株式）については、本日、当社取締役会にて、当社の執行役 4 名（以下「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 78,148,500 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 15,900 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上決定された職位別交付金額をもとに上記 2.（3）記載の方法で算定された職位別交付株式数の 50% に下記の 1 株あたりの処分価額を乗じて決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

(1) 処分期日	2022 年 2 月 28 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 15,900 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,915 円
(4) 処分総額	78,148,500 円
(5) 処分予定先	当社の執行役 4 名
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

4. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2022 年 2 月 28 日～2025 年 2 月 28 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすこ

とができません（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除及び無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中継続して、当社の執行役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。また、譲渡制限期間中に当社の執行役の地位を喪失した場合には、都度取り扱いを報酬委員会にて審議・決定しますが、当社の報酬委員会が正当と認める場合には譲渡制限を解除し、それ以外の場合には当該喪失の時点をもって無償で当社が取得することもあります。

(3) 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社の報酬委員会の決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除すること、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部を当然に無償で当社が取得することもできるものいたします。

5. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日（2022年1月28日）の属する月の直前1ヶ月の東京証券取引所における当社普通株式の日次終値平均値である4,915円としております。これは、合理的で、かつ割当対象者に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上